

1

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十二(六) 平十四・四・一以後終了事業年度分

保 險 等 の 種 類	1					合 計	
異常危険準備金繰越額の計算	期首現在額	2	円	円	円	円	円
当期支出額	異常災害損失等の補てん額	3					
	同上以外の場合による準備金取崩額	4					
	計 (3)+(4)	5					
	差引異常危険準備金 (2)-(5)	6					
	減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	7				
	当期中において益金の額に算入すべき金額	8					
	異常危険準備金繰越額 (6)-(7)-(8)	9					
当期積立限度額	当期積立額	10					
	正味収入保険料等	11					
	積立率	12	()	()	()	()	()
	積立限度額 (11)×(12)	13	円	円	円	円	円
	差引積立限度超過額 (10)-(13)	14					円
	差引期末異常危険準備金 (9)+(10)-(14)	15					
同 上 の 内 訳	： 期以前分	16					
	： 期分	17					
	： 期分	18					
	： 期分	19					
	： 期分	20					
	： 期分	21					
	： 期分	22					
	： 期分	23					
	： 期分	24					
	： 期分	25					
		当 期 分	26				
積立後10年を経過した準備金の益金算入額の計算	(11)× $\frac{100}{100}$ 相当額	27					
	(15)-(27) の金額	28					
	(16)と(28)のうち少ない金額	29					
	経過措置の適用がある場合の計算	改正事業年度の直前の事業年度の (15-29) の金額	30				
	(11)× $\frac{35}{100}$ 相当額	31					
	(30)と(31)のうち少ない金額	32					
	(15)-(32) の金額	33					
	(16)と(33)のうち少ない金額	34					
	限度超過額合計 (14)+(29)又は(34)	35					

別表十二（十八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項（免許）に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの等が、措置法第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）又は第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期積立限度額」の「積立率12」には、保険又は共済の種類に応じ、措置法令第33条の5第5項から第7項まで、第16項若しくは第17項（保険会社等の異常危険準備金）及び第33条の6第2項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）に定める割合を記載します。

なお、この欄のかっこ内には、「正味収入保険料等11」の金額のうちに「異常危険準備金繰越額9」の金額の占める割合を記載します。

3 「積立後10年を経過した準備金の益金算入額」の各欄は、次により記載します。

(1) 「(11)× $\frac{1}{100}$ 相当額27」には、次に掲げる事業年度の区分及び次に掲げる保険又は共済の区分に応じ、それぞれ次の割合を記載します。

(i) 平成14年4月1日以後に開始した事業年度	
イ 船舶保険及び航空保険並びに原子力保険…	$\frac{0}{100}$
ロ 消費生活協同組合(同連合会を含みます。)、 共済水産業協同組合連合会及び環境衛生同業 組合(同連合会を含みます。)の行う共済 (自然災害共済を除きます。)	$\frac{40}{100}$
ハ 火災共済協同組合の行う共済…	$\frac{60}{100}$
ニ 風水害等共済又は生命共済付建物共済及び 協同組合連合会の行う共済…	$\frac{75}{100}$
ホ 農家火災共済…	$\frac{35}{100}$

ヘ 長期育林共済…	$\frac{55}{100}$
ト 森林災害共済…	$\frac{50}{100}$
チ 上記イからトまで以外の保険又は共済…	$\frac{32}{100}$

(注) 上記チにあつては、平成15年4月1日以後に開始した事業年度の場合は、 $\frac{30}{100}$ を記載します。

(ii) 平成14年4月1日前に開始した事業年度	
イ 船舶保険及び航空保険又は森林災害共済…	$\frac{50}{100}$
ロ 消費生活協同組合(同連合会を含みます。)、 共済水産業協同組合連合会及び環境衛生同業 組合(同連合会を含みます。)の行う共済(自 然災害共済を除きます。)	$\frac{40}{100}$
ハ 火災共済協同組合の行う共済…	$\frac{60}{100}$
ニ 風水害等共済又は生命共済付建物共済及び 協同組合連合会の行う共済…	$\frac{75}{100}$
ホ 農家火災共済…	$\frac{35}{100}$
ヘ 長期育林共済…	$\frac{55}{100}$
ト 原子力保険…	$\frac{60}{100}$
チ 上記イからトまで以外の保険又は共済…	$\frac{34}{100}$

(2) 自動車保険等及び自動車共済等については、「(11)× $\frac{1}{100}$ 相当額27」及び「(15)-(27)の金額28」の各欄には記載しないで、「(16)と(28)のうち少ない金額29」に「16」の金額を記載します。

(3) 「経過措置の適用がある場合の計算」の各欄は、平成8年改正措置法令附則第10条第7項（異常危険準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。